

広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス仕様書

1 事業名

広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス

2 事業概要

広島市市立保育園及び認定こども園（以下、「保育園等」という。）に入園している園児（以下、「園児」という。）が保育園等で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）を定額利用できるものとし、利用を希望する園児が在籍する保育園等で実施する。

3 対象園児

0歳児クラス、1歳児クラスに在籍する園児

ただし、今後の状況を勘案して、本市の判断で2歳児以上のクラスの園児へも対象を拡大することができる。

4 実施期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、実施期間内において運営に支障がなかった場合は、本市の申出により、実施期間を1年間更新できる。

5 実施場所

「仕様書別紙 実施施設一覧」のとおり。

6 事業内容

提供事業者（以下、「事業者」という。）は、以下のサービスの提供を行う。

(1) サービスの利用に関する契約及び契約期間

契約は、サービスの利用を希望する園児の保護者（以下、「保護者」という。）が直接事業者へ申込み（解約の申込みを含む。）を行い、事業者と保護者で直接契約を行う。なお、1か月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。

(2) 紙おむつ等の提供

事業者は、サービスの利用の契約を行った保護者の園児に対し、保育園等で使用する紙おむつ等について数量の上限を設けず提供を行う。なお、事業者は契約者の確認ができる資料を保育園等に提供し、契約者等に変更がある場合は遅滞なく保育園等に報告する。

(3) 紙おむつ等の納品

保育園等からの発注を受け、サービスに係る紙おむつ等を保育園等が指定する場所に直接納品する。なお、納品する日時は事業者と保育園等で協議して決定する。

(4) 紙おむつ等の規格

国内で一般的に流通しているメーカーとし、紙おむつは利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S・M・Lなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱う。

(5) 利用料金の徴収等

利用料金は月額定額制とし、利用料金の徴収（還付を含む。）については事業者とサービスの利用の契約を行った保護者との間で行う。

(6) 問合せ対応

事業者は当該事業に関する保護者や保育園等からの問合せ等について適切に対応できるよう、専用の相談サポート窓口を設置することとする。

(7) 保育園等及び保護者への周知

サービスを円滑に運営できるよう、保育園等に対しては、令和7年2月中旬までに関係職員への説明会を実施するとともに、保育園等向けの説明資料やマニュアル、保護者の利用申込書等を作成し、配布する。

保護者に対しては、事業開始前に、説明資料を配布（ホームページへの掲載を含む。）することなどにより、本事業の周知を図る。

(8) その他

本事業を履行する事業者は、個人情報保護に関する方針を保有し、メール送付の誤送信防止や契約者名簿等保管など適切な個人情報保護措置を講じることとする。

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。